

公共工事設計労務単価の概要

参考資料1

公共工事設計労務単価の概要

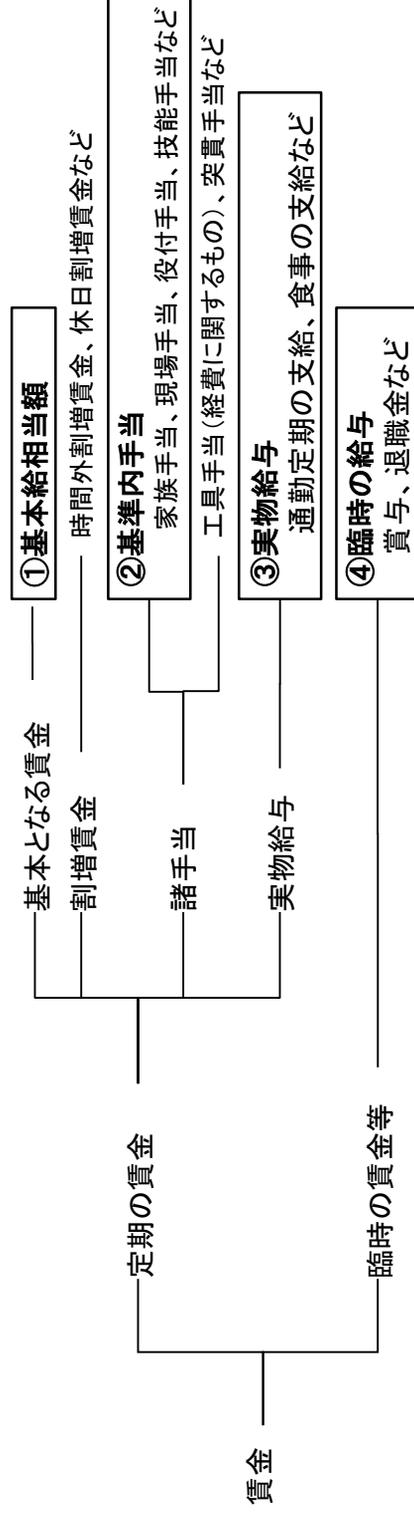
- **性格**：公共工事の予定価格の積算用単価（51職種、都道府県ごとに設定）
- **法令**：予算決算及び会計令第80条第2項「予定価格は、……取引の実例価格、……等を考慮して適正に定めなければならない。」
- **改訂**：毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者（約12万人）の賃金支払い実態を調査し、年度当初に改訂。

○留意事項：

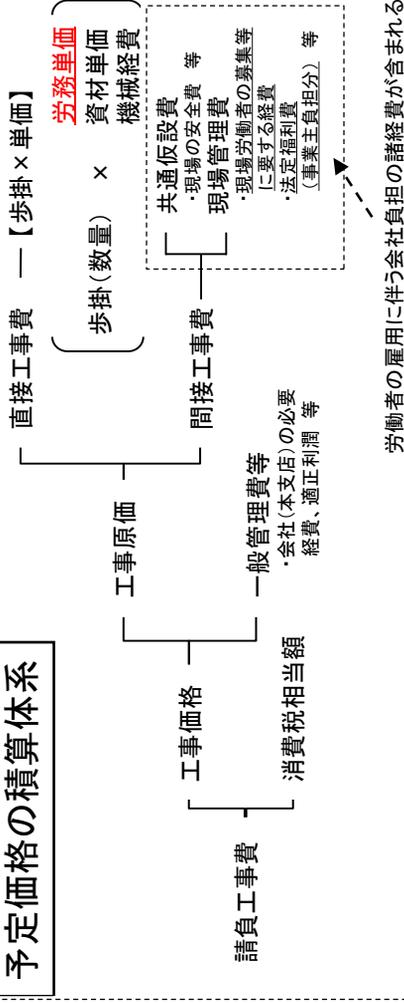
- ・公共工事設計労務単価は、個々の契約（下請契約における労働者への支払い賃金）を拘束するものではない
- ・法定福利費（事業主負担分）や、労働者の雇用に伴う会社負担の諸経費（労働者の募集・解散に要する費用、作業用具・被服に要する費用、労働者の宿泊・送迎費等）は含まない。（これらは別途、間接工事費にて計上されている）
- ・時間外・休日・深夜の手当は含まない（必要に応じ発注者が別途積算）

公共工事設計労務単価の構成

- 予定価格では、1日8時間労働（時間外・休日労働なし）を前提として積算。
- このため、設計労務単価は、支払い賃金から時間外割増賃金等を除いた上で、1日8時間労働に相当する額に換算し設定。（次の①～④）



予定価格の積算体系



公共事業労働費調査の概要

公共事業労働費調査の概要

- 国交省及び農水省(二省)の公共工事設計労務単価設定の基礎資料を得るための調査(昭和45年より実施)。
- 全国における二省等の公共工事から、10月に施工中の、1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団として、調査対象工事(約11,000工事)を無作為抽出(技能労働者数:約12万人)。
- 調査対象工事に従事する技能労働者の賃金について、積算で用いる51の職種区分に分類し、都道府県別に把握。(企業の規模や下請次数の制限はなく、対象職種に該当する全ての技能労働者が対象)
- 調査対象企業は、対象工事に従事した全ての技能労働者について、調査票に賃金等の必要事項を記入(9月～10月)。
- 調査対象企業は、調査票と賃金台帳等の資料を、全国で開催される会場調査(11月)に持ち込み、調査員が面接形式にて、賃金や労働時間等の記載内容につき、賃金台帳や工事日報等の各種書類と照合し、厳密に賃金の実態を把握。

会場調査の状況

1次審査



全国の会場において、企業毎に調査員が面接形式にて賃金実態を厳密に調査。



2次審査



1次審査を終えた調査票につき、再度精査を実施。



1次審査で取りまとめた工事毎・業者毎の調査票

公共事業労務費調査（10月調査）、公共工事設計労務単価の決定の流れ（例年）

① 調査対象工事の選定、
調査対象業者への通知（8月）



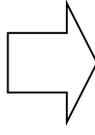
② 現況調査の実施



③ 受注者及び下請会社において
調査票の記入（9月～10月）



④ 調査票の審査（11月）



⑤ 集計（12月～3月）



⑥ 公共工事設計労務単価の決定・公表
（1月～3月）



予定価格の積算に使用

○国、都道府県、政令市、独立行政法人等の発注機関による協議会
（地方連絡協議会）において調査対象工事を選定し、対象工事の受注者に
通知

- ・全国における二省等の公共工事から、10月に施工中の1件当たり1,000万円以上の公共工事より、無作為に約11千件を抽出。

○各発注機関の監督職員が、現場の作業内容、職種、労働者数等を確認

○受注者及び下請会社において、工事現場の労働者のうち、積算に使用
する51職種について、10月分の賃金等について調査票に記入（少数標本
職種は9月分の賃金も対象）

- ・調査対象者数：約12万人
- ・現場代理人等の技術者、経理事務員等は対象外

○地方連絡協議会が設置する調査会場（地方整備局本局、県庁、土木事務所等）
において、受注者、下請会社が調査票を提出し、発注機関において審査

- ・賃金台帳、就業規則、振込明細等との照合・確認
- ・法定労働時間の遵守に疑義がある標本、賃金台帳・就業規則が不備の標本等を棄却

○地方連絡協議会が、公共事業労務費調査連絡協議会（事務局：国土交通省）
に審査後の調査データを提出

○公共事業労務費調査連絡協議会において、集計及び所定内労働時間
8時間当たり賃金へ換算

○公共事業労務費調査連絡協議会において、都道府県別・職種別単価の
決定・公表

令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、**必要な法定福利費相当額を反映** (H25より継続)
- (3) 労働基準法の改正による有給休暇の取得義務化をふまえて、**義務化分の有給休暇取得に要する費用を反映**

全職種

全 国 (20,214円) 平成31年3月比; +2. 5% (平成24年度比; +51. 7%)
被災三県 (21,966円) 平成31年3月比; +2. 9% (平成24年度比; +68. 8%)

主要12職種

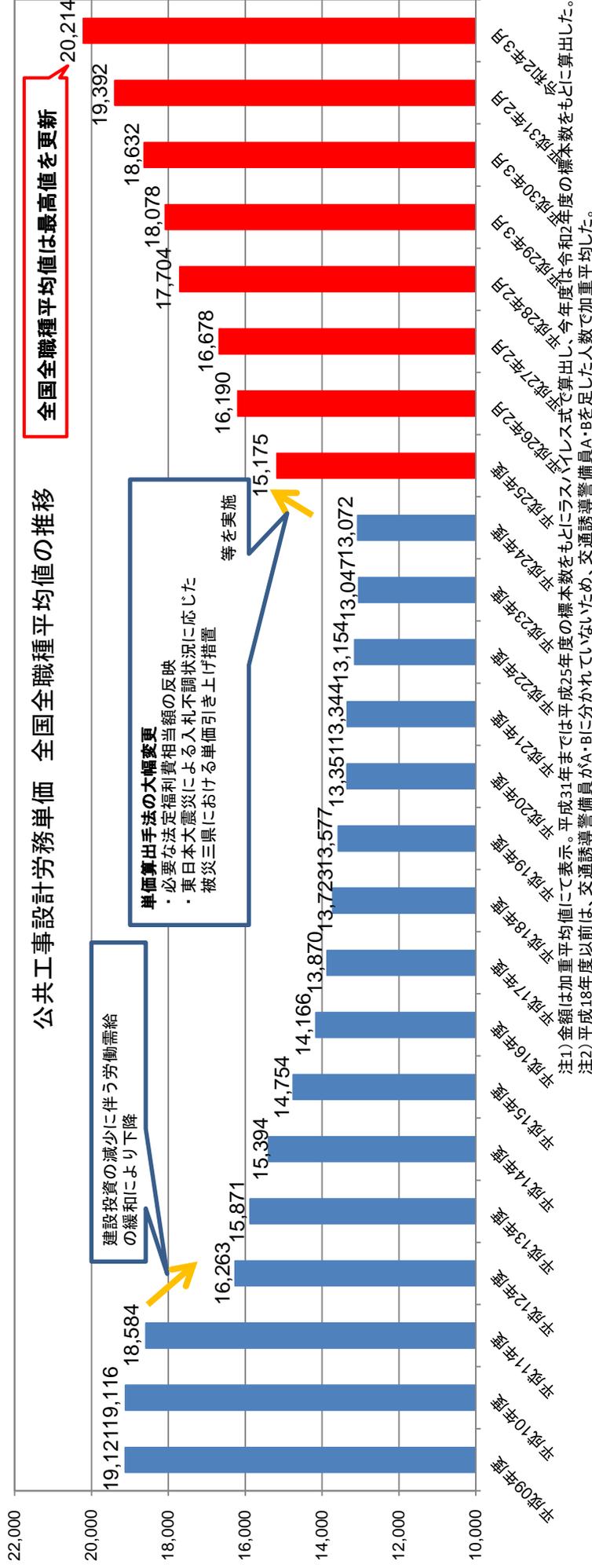
職種	全国平均値	平成31年度比	職種	全国平均値	平成31年度比
特殊作業員	22,137円	+1. 9%	運転手 (一般)	19,675円	+1. 9%
普通作業員	18,895円	+1. 9%	型枠工	25,146円	+2. 6%
軽作業員	14,517円	+2. 1%	大工	23,315円	+2. 4%
とび工	24,855円	+2. 5%	左官	24,202円	+2. 6%
鉄筋工	24,807円	+2. 6%	交通誘導警備員A	14,053円	+2. 4%
運転手 (特殊)	22,633円	+1. 9%	交通誘導警備員B	12,321円	+2. 2%

注1) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

注2) 被災三県における単価の引き上げ措置 (継続)

令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○全国全職種平均値は最高値を更新し、20,000円の大台を突破。



○伸び率については、8年連続の引き上げとなったが、全国平均の伸び率は過去8年間で最も最小の数値。

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	H24比
全国	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8%	→ +3.3%	+2.5%	+51.7%
被災三県	+21.0%	→ +8.4%	→ +6.3%	→ +7.8%	→ +3.3%	→ +1.9%	→ +3.6%	+2.9%	+68.8%

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

皆様から提出して頂いた調査票のうち、「無効標本」として棄却されてしまうものがあります。

労務費調査にご協力いただきありがとうございます。協力いただいたデータは、様々な確認をさせていただき、データとしての信頼性が担保されるものを有効標本として、翌年度の公共工事設計労務単価に反映させています。有効標本以外は棄却され無効標本となってしまいます。

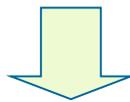
標本数の確保やせっかくご協力いただいていることから無効標本となるデータを少なくしていきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

こんな理由で棄却されています!!(主なもの)

就業規則に定める所定労働時間が法定の週40時間以内であることを確認ができない

賃金台帳に賃金の受領を証明する押印(または本人のサイン)がない
例)ただし、銀行の振込領収書がある方は除く

調査票への記入事項の根拠となる資料がない
例)作業日報、出勤簿等、銀行の振込領収書、等



棄却されないためには・・・

就業規則^{*}に定める所定労働時間が、週40時間以内になるようにして下さい。

※ おおむね10年以上前に作成した就業規則は、現行の労働基準法に準拠していない可能性があります。

賃金台帳を正しく整備し、押印(または本人のサイン記入)を確実に行って下さい。

就業規則^{*}や労働条件通知書を作成し、労働基準監督署へ届け出て下さい。現行の労働基準法に準拠していない場合は、更新作業を行うようにして下さい。

※ 労働者の数が「常時10人以上」である場合には、就業規則を作成し、所管の労働基準監督署長に届け出なければなりません。

●賃金台帳や就業規則等を整備するための参考資料「有効回答の向上対策について」を別途作成しており、国土交通省の労務費調査ホームページでご覧になれます。
(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html)

令和元年10月調査データ集

表-1 主な棄却理由別標本構成比率(都道府県別)

主な棄却理由

A: 調査票への記入事項の根拠となる諸資料の提示がない。

B: 賞金台帳等に賞金の受領を証する押印(又は本人のサイン)がない。

C: 就業規則等で定めている所定労働時間が、法定労働時間(週40時間)以内であることの確認ができない。

表-2 主な棄却理由別標本数(経年変化-過去5年分)

	都道府県名	棄却理由 A	棄却理由 B	棄却理由 C	その他	有効標本
北海道	1 北海道	4.8%	0.4%	10.4%	3.1%	81.4%
東北	2 青森県	0.1%	0.0%	5.8%	0.4%	93.6%
	3 岩手県	2.4%	0.0%	10.5%	1.0%	86.1%
	4 宮城県	2.4%	0.1%	11.8%	2.2%	83.4%
	5 秋田県	0.0%	0.0%	3.3%	0.5%	96.1%
	6 山形県	1.9%	0.0%	6.8%	1.6%	89.7%
	7 福島県	2.1%	0.1%	15.5%	8.8%	73.4%
	小計		1.7%	0.1%	9.6%	2.7%
関東	8 茨城県	2.7%	0.0%	18.6%	3.3%	75.3%
	9 栃木県	4.6%	0.0%	27.4%	4.8%	63.3%
	10 群馬県	3.7%	0.0%	14.8%	3.7%	77.8%
	11 埼玉県	10.4%	0.0%	20.8%	6.4%	62.4%
	12 千葉県	14.0%	1.0%	19.5%	4.8%	60.8%
	13 東京都	9.5%	0.5%	24.5%	5.0%	60.4%
	14 神奈川県	10.7%	0.9%	23.5%	5.6%	59.3%
	19 山梨県	8.9%	0.9%	17.6%	3.4%	69.3%
	20 長野県	2.0%	0.0%	14.6%	3.7%	79.8%
	小計		8.5%	0.5%	21.6%	4.8%
北陸	15 新潟県	5.0%	0.1%	7.1%	2.1%	85.7%
	16 富山県	5.3%	0.0%	7.0%	5.4%	82.4%
	17 石川県	2.8%	0.0%	14.5%	6.1%	76.6%
小計		4.6%	0.0%	8.5%	3.6%	83.2%
中部	21 岐阜県	8.0%	0.3%	20.0%	3.4%	68.3%
	22 静岡県	6.1%	0.1%	19.7%	4.4%	69.7%
	23 愛知県	8.7%	0.2%	24.4%	3.5%	63.2%
	24 三重県	8.3%	0.1%	23.7%	6.1%	61.9%
小計		7.5%	0.1%	21.8%	4.2%	66.4%
近畿	18 福井県	7.9%	1.3%	13.3%	4.1%	73.5%
	25 滋賀県	21.2%	1.2%	19.4%	3.9%	54.2%
	26 京都府	15.8%	1.0%	23.3%	3.2%	56.8%
	27 大阪府	18.9%	1.5%	22.2%	5.3%	52.1%
	28 兵庫県	16.4%	0.8%	22.4%	3.4%	57.0%
	29 奈良県	12.4%	1.5%	29.9%	3.0%	53.2%
	30 和歌山県	15.1%	0.2%	22.5%	3.5%	58.7%
小計		15.1%	1.1%	20.9%	3.9%	59.0%
中国	31 鳥取県	10.4%	0.6%	10.0%	2.6%	76.5%
	32 島根県	5.7%	0.2%	7.0%	1.3%	85.8%
	33 岡山県	8.1%	0.0%	18.1%	5.2%	68.7%
	34 広島県	18.4%	0.2%	13.2%	3.4%	64.7%
	35 山口県	5.2%	1.3%	16.4%	2.6%	74.5%
小計		10.4%	0.4%	12.2%	2.9%	74.2%
四国	36 徳島県	9.6%	2.3%	13.1%	4.1%	70.9%
	37 香川県	8.2%	1.6%	16.7%	2.1%	71.4%
	38 愛媛県	11.7%	1.3%	15.2%	0.5%	71.3%
	39 高知県	6.8%	0.2%	6.6%	0.6%	85.8%
小計		8.8%	1.1%	11.6%	1.6%	76.9%
九州	40 福岡県	11.8%	0.7%	21.5%	3.3%	62.7%
	41 佐賀県	7.6%	0.9%	18.0%	1.0%	72.5%
	42 長崎県	10.7%	0.6%	17.0%	1.2%	70.5%
	43 熊本県	6.3%	2.6%	20.9%	3.1%	67.2%
	44 大分県	9.6%	0.4%	10.5%	1.2%	78.2%
	45 宮崎県	6.6%	0.6%	19.2%	1.3%	72.2%
46 鹿児島県	7.2%	1.3%	13.5%	5.4%	72.6%	
小計		8.9%	1.1%	18.3%	2.6%	69.0%
沖縄	47 沖縄県	8.3%	0.3%	13.4%	11.9%	66.1%
全国計		7.9%	0.5%	16.3%	3.7%	71.5%

	標本数(人) : 上段、構成比率(%) : 下段					
	H27.10	H28.10	H29.10	H30.10	R01.10	
調査対象標本	161,349	150,450	143,806	130,758	119,381	
	100%	100%	100%	100%	100%	
棄却理由	棄却理由A	13,964	11,905	10,304	8,691	9,488
		8.7%	7.9%	7.2%	6.6%	7.9%
	棄却理由B	1,172	887	904	601	614
		0.7%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%
	棄却理由C	33,885	30,680	27,728	24,543	19,511
	21.0%	20.4%	19.3%	18.8%	16.3%	
その他の棄却理由	2,485	2,553	4,695	5,750	4,462	
	1.5%	1.7%	3.3%	4.4%	3.7%	
有効標本	109,843	104,425	100,175	91,173	85,306	
	68.1%	69.4%	69.7%	69.7%	71.5%	